**公益財団法人大阪府育英会**

**奨学金管理システム構築業務委託に係る企画提案公募要項**

１　委託業務名

公益財団法人大阪府育英会奨学金管理システム構築業務

２　委託目的及び業務内容

奨学金管理システム構築業務委託調達仕様書のとおり

３　契約期間

　(1) 奨学金管理システム構築業務

契約締結の日から令和9年３月３１日まで（テスト期間含む）

　(2) 奨学金管理システム運用・保守業務

　　　令和９年4月1日から令和19年3月31日

４　公募参加資格

　　次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しないものであること。

(2) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(3) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第３条第１項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ 暴力団排除措置規則第９条第１項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ 暴力団排除措置規則第３条第１項各号のいずれかに該当すると認められる者

(4) 令和7・8・9年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿において、「10　情報処理　01情報処理　01システム企画・開発」又は「10　情報処理　01情報処理　02システム運用・保守」で登録していること。

※　上記(4)に規定する資格を有しない者で、本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり令和7・8・9年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿への新規又は追加の登録申請を行ってください。

①　申請期限

令和７年７月２２日（火）

※　添付書類も含め修正の必要がない状態での申請となっていることが必要です。

②　申請方法

大阪府電子契約（電子申請）システムによる電子申請（添付資料を含む。）。

※　上記システムの説明に従い、同システムにおいて、必要な事項を入力し、必要書類を添付（アップロード）、電子申請を行ってください。

システムのアドレスはこちら

⇒　https://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku\_2/e-itaku-shinsei/index.html

③　問い合わせ先

ア）電子申請（入札参加資格登録）・電子入札参加の方法、操作などについて

「大阪府電子契約ヘルプデスク」

連絡先：06-4400-5180

時間：午前9時から午後6時まで

イ）入札参加資格登録の制度等について

大阪府 総務部 契約局 総務委託物品課 総務・資格審査グループ

連絡先(直通)：06-6944-6644

時間：午前9時から午後6時まで

(5) 大阪府又は大阪府育英会を当事者の一方とする契約（大阪府又は大阪府育英会以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し大阪府又は大阪府育英会が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第２条第４項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

(6) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去にこの業務委託と同種の業務実績を有する者

５　スケジュール

・公募開始 　　 令和７年　７月　１日（火）

・質問の提出期限　　　　　　　　　　令和７年　７月１０日（木）　午後5時まで

　・質問の回答　　　 　 　　 令和７年　７月１８日（金）　（予定）

・提案書類の提出期限　　　　　　　　令和７年　７月3１日（木） 午後5時まで

・プレゼンテーション（ヒアリング） 令和７年　８月　７日（木） （予定）

・審査結果の通知　　　　　　　　　　プレゼンテーションの日から１週間以内

・契約締結　　　　　 令和7年　９月　1日（月）

６　応募の手続き

　　本業務委託の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

　　上記「４　公募参加資格」を確認の上、下記「(4) 応募書類」に定める必要書類を受付期間内に提出してください。

(1) 募集要領の配布方法

　　　大阪府育英会ホームページからダウンロードできます。

　　　（https://www.fu-ikuei.or.jp/news/syskoubo/）

　　　※　窓口・郵送による配布は行いません。

(2) 受付期間

　　公募開始日から同年７月３１日（木）まで

　　（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前10時から午後5時まで）

(3) 提出先及び提出方法

　　下記「９　書類提出先及び問合せ先」に記載の書類提出先に、郵送又は持参により提出してください。

※　持参の場合は、必ず事前に下記「９　書類提出先及び問合せ先」に記載の電話番号へ電話の上、予約を行ってください。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

※　郵送の場合は、発送時に必ず下記「９　書類提出先及び問合せ先」に記載の電話番号へ連絡をお願いします。

また、宅配便など、到着の確認ができる方法で発送してください。（令和7年7月31日（木）必着）

(4) 応募書類

ア　応募申込書（別紙様式1）　１部

イ　提案書（様式自由）　※正本1部、副本４部

・大阪府育英会「奨学金管理システム構築業務委託調達仕様書」を参照の上、提案してください

・提出する企画書は１者１案のみとします。

・書式はA4判（一部A3判を折り曲げても可）とし、ページ番号を挿入してください。

・70ページ以内にまとめてください。

・下記「(6) 審査項目」の審査基準書の審査項目に沿って提案してください。

・提案書はＡ４ファイルに綴って提出し、当該ファイルの表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

・応募書類は電子媒体（CD－R等）での提出もお願いします。

ウ　要求機能・帳票要件チェックリスト（別紙様式２）

　　・当該機能及び帳票がシステムで実現できる場合は「対応可否」に“〇”を記入してください。別機能やEUC（エンドユーザーコンピューティング）、運用等での代替提案が可能な場合は“△”を記入し、代替提案の内容も併せて記入してください。実現不可能な場合は“×”を記入してください。

　　　※　必須要件については、実現不可能な場合や代替提案が具体的に示されていない場合や本会が代替提案を許容できないと判断した場合は失格となる場合もありますのでご注意ください。

エ　見積書

・基本設計費、詳細設計費、アプリケーション開発費、保守料、システム使用料等の項目ごとの積算内容を明記した見積書を提出してください。様式は任意とします。

・この見積書には、システム構築費用及び令和9年度以降10年間に必要なシステム運用・保守並びにシステム使用料（年額）に関する見積金額及びその内容も記載すること。

・見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額及び合計額をそれぞれ明記してください。内訳については、税抜き金額としてください。

・宛名は「公益財団法人大阪府育英会　理事長　中野伸一」としてください。

(5) プレゼンテーション（ヒアリング）

　①　日　　時　：　令和７年8月７日（木） 午後２時０0分から　（予定）

②　場　　所　：　大阪私学会館3階　307会議室

〒534-0026　大阪市都島区網島町6－20

③　実施方法　：　参加者によるプレゼンテーション方式

ア　プレゼンテーションの時間は、1者あたり説明30分及び質疑15分の計45分とします。

イ　各者の審査順は、企画提案書の提出順とし、発表開始時間は事前に通知します。

ウ　プレゼンテーションに当たっては、当会のTVモニター（パソコンとの接続ケーブル（HDMI）を含みます。）を使用することができます。TVモニターの使用を希望する場合はプレゼンテーションの前日までに必ず下記「９　書類提出先及び問合せ先」に記載の電話番号へ使用する旨を連絡してください。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

(6) 審査項目

　　別添「審査基準書」のとおりとします。

(7) 選定方法

　　複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定します。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

(8) 審査結果の通知

　　プレゼンテーションの日から1週間以内に、採択・不採択にかかわらず書面で通知します。

(9) 応募手続き中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該応募参加者の参加資格を欠格とし、審査対象から除外します。

ア　応募手続きの参加資格を満たさなくなったとき。

イ　企画提案書を期限までに提出しないとき。

ウ　企画提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき。

エ　虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき。

オ　提案の内容が、当会が提示した契約上限額を超えているとき。

　カ　上記アからオに掲げるもののほか、応募手続きに関する条件に違反したとき。

(10) 上記(9)に基づき欠格となる者があるときは、当該参加者に通知するものとする。

　(11) 提出書類の返却

応募に関して提出のあった資料は、理由の如何を問わず返却しませんのでご了解ください。なお、提出書類は本件に係る公募参加資格確認目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(12) 費用の負担

　　　 応募に要する経費は、全て応募者の負担とします。

７　質問の受付

(1) 質問の受付期間

公募開始日から令和７年７月１０日（木）午後5時まで

(2) 受付及び回答方法

電子メール（アドレス：soumu@fu-ikuei.or.jp）で受け付けます。

ア　上記電子メールアドレスに事業者情報及び質問内容を明記の上、送付してください。

イ　電子メール以外（口頭、電話等）による質問は受け付けません。

ウ　電子メールの件名は、「【質問提出】奨学金管理システム構築及び保守業務委託（事業者名）」と明記してください。

エ　電子メール送信後、必ず下記「９　書類提出先及び問合せ先」に記載の電話番号へ連絡してください。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

オ　質問への回答は、大阪府育英会ホームページ（https://www.fu-ikuei.or.jp/news/syskoubo/）に掲載し、個別には回答しません。（質問者名は公表しません。）

(3) 質問の回答日（予定）

令和７年７月１８日（金）

８　契約の方法

　(1) 契約交渉の相手方として採択された者と当会との間で協議を行い、契約を締結します。

　(2) 各年度の契約金額について、受託者が提出する見積書及び実施計画書の内容を踏まえ、契約書に明記するものとします。

　(3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第８条第１項に規定する誓約書（別紙様式３）を提出していただきます。誓約書を提出しないときは、当会は契約を締結しません。

(4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間にお

　いて、暴力団排除措置規則第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当したと認められるときは、当会は契約を締結しません。

(5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、当会は契約を締結しないことがあります。

ア　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ　大阪府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

(6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の５以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

ア　国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額に

　よる。

イ　政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の８割に相当する金額による。

ウ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第３条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(7) 上記(6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。

ア　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の５以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない｡

イ　大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第３号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の７割以上）の契約履行実績が過去２年間で２件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ　大阪府財務規則第68条第６号に該当する場合。

９　書類提出先及び問合せ先

　(1) 住　所　：　〒534-0026　大阪市都島区網島町6－20大阪私学会館2階

　(2) 担　当　：　公益財団法人大阪府育英会総務企画課

　(3) 連絡先　：　電話番号　06-6358-3052

　　　　　　　　　FAX番号06-6358-3053

　　　　　　　　　メールアドレス　soumu@fu-ikuei.or.jp